

三井住友・バンガード海外株式ファンド

第16期決算および分配金のお支払いについて



平素は「三井住友・バンガード海外株式ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2019年4月5日に第16期決算を迎え、以下のように分配を行いましたので、ご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

当期の分配金額は、分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を勘案し、400円（1万口当たり、税引前）といたしました。分配金お支払い後（2019年4月5日現在）の基準価額は23,394円となりました。

決算期	- 第1～13期	2017/4/5 第14期	2018/4/5 第15期	2019/4/5 第16期	設定来累計 2019年4月5日まで
分配金 (対前期末基準価額比率)	1,880円 (18.8%)	330円 (1.8%)	320円 (1.6%)	400円 (1.8%)	2,930円 (29.3%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	106.3%	12.9%	9.3%	9.5%	178.7%

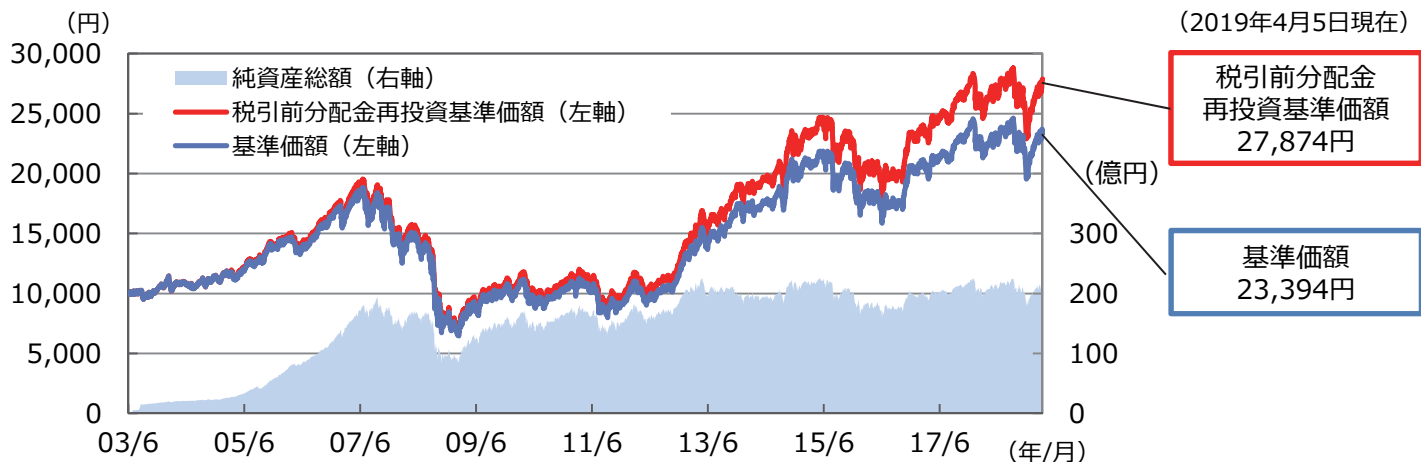
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～13期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また、騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 年1回（原則として毎年4月5日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移（2003年6月27日（設定日）～2019年4月5日）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

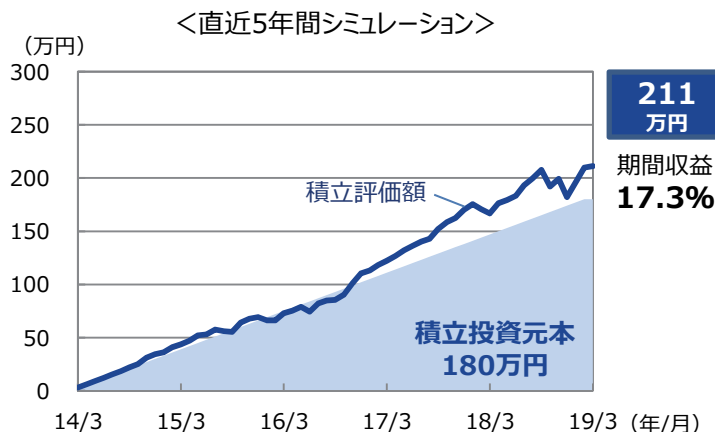
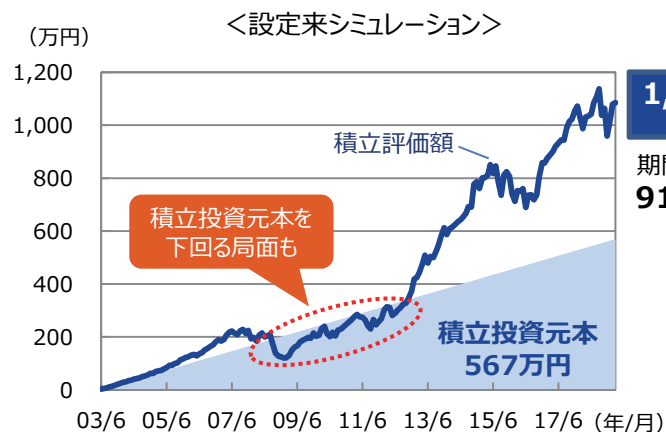
(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド換金時には費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは5ページをご覧ください。

積立投資

当ファンドに毎月3万円ずつ投資したと仮定して、設定来、直近5年間の投資損益をシミュレーションしてみました。



(注1) 左グラフのデータは2003年6月27日（設定日）～2019年3月29日、右グラフのデータは2014年3月31日～2019年3月29日。

(注2) 本シミュレーションは、毎月、一定金額を基準価額（1万口当たり、信託報酬控除後）で設定日、月末に投資し、分配金（税引前）はすべて再投資すると仮定して計算しています。ただし最終月は投資しません。

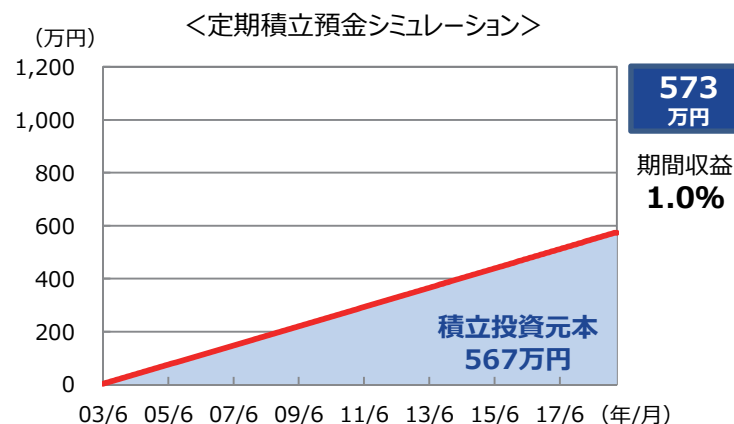
(注3) 期間収益は、最終月末の積立評価額を積立投資元本で除して計算。

※上記は一定の前提条件に基づき、過去のデータを用いてシミュレーションを行ったものであり、実際の投資成果ではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※投資信託は元本が保証された商品ではなく、積立スタート・換金のタイミングによっては収益が積立投資元本を割り込むことがあります。

ご参考

当ファンドの設定日から毎月3万円ずつ定期積立預金をしたと仮定して、積立金額をシミュレーションしてみました。



(注1) データは2003年6月27日～2019年3月31日。

(注2) 預金金利は国内銀行、信用金庫等における各年初時点の預入金額1千万円以上、預入期間1年の店頭表示金利の平均年利率を使用。

(注3) 設定日、月末に投資したと仮定して計算しています。ただし最終月は投資しません。なお、税金は考慮していません。

(注4) 期間収益は、最終月末の積立評価額を積立投資元本で除して計算。

(出所) 日本銀行のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※上記は一定の前提条件に基づき、過去のデータを用いてシミュレーションを行ったものであり、実際の投資成果ではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの特色

1. 日本を除く世界主要国の株式に実質的に投資し、グローバルな株式市場（日本を除く）の動きをとらえることを目標に運用を行います。
●先進国だけでなく、新興国の株式にも投資します。
2. ファンド・オブ・ファンズの仕組みを採用し、既に実績のあるファンドを活用することで、効率的な分散投資を行います。
3. 主として、バンガードが設定・運用するインデックス型の4つの米ドル建て米国籍外国投資信託に投資します。
4. バンガードの4つのインデックス・ファンドの基本配分比率は、日本を除くグローバルな株式市場の時価総額等を勘案して、概ね以下の比率で投資を行います。
＜基本配分比率＞
米国株式（グロース）：約32.5%（バンガード・グロース・インデックス・ファンド）
米国株式（バリュー）：約32.5%（バンガード・バリュー・インデックス・ファンド）
欧州株式：約30.0%（バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド）
新興国株式：約5.0%（バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド）
※時価総額等を勘案して基本配分比率は将来的に見直しを行うことがあります。

※ 資金動向、市況動向ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「Vanguard」

「Vanguard」（日本語での「バンガード」を含む）および「tall ship logo」商標は、The Vanguard Group, Inc.が有し、委託会社および承認された販売会社にのみ使用許諾されたものです。また「三井住友・バンガード海外株式ファンド」は、The Vanguard Group, Inc.およびVanguard Investments Japan Ltdより提供、保証または販売されるものではなく、また投資に関する助言を受けていることを表すものでもありません。したがって、The Vanguard Group, Inc.およびVanguard Investments Japan Ltdは三井住友・バンガード海外株式ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れられる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ

購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

信託期間

無期限です。（信託設定日：2003年6月27日）

決算日

毎年4月5日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。
分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、再投資いたします。
※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
配当控除の適用はありません。
※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
ありません。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.08%（税抜き1.00%）の率を乗じた額です。
※投資対象とする各投資信託の管理費用を含めた場合、年1.1%（税抜き1.02%）～年1.2%（税抜き1.12%）程度（2019年1月28日現在）となります。各組入投資信託の管理費用を基本配分比率で加重平均した場合の目途であり、各組入投資信託の管理費用は年度によって異なる場合があるため変動します。
- その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
- ※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ：https://www.smd-am.co.jp フリーダイヤル：0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	金融商品取引業協会 一般社団法人第二種	日本一般投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	投資信託協会 一般社団法人	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		※1
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
浜銀 T T 証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○					
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○					
ほくほく T T 証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○					※2
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第7号	○			○		
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号	○	○		○		※2
沖縄県労働金庫	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第8号						※2
九州労働金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第39号						※2
近畿労働金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第90号						※2
四国労働金庫	登録金融機関 四国財務局長（登金）第26号						※2
静岡県労働金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第72号						※2
中央労働金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第259号						※2
中国労働金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第53号						※2
東海労働金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第70号						※2
東北労働金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第68号						※2
長野労働金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第268号						※2
新潟県労働金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第267号						※2
北陸労働金庫	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第36号						※2
北海道労働金庫	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第38号						※2

備考欄について

※1：「ダイレクトコース」および「投信つみたてプラン」でのお取り扱いとなります。※2：ネット専用

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2019年4月5日

